

射水市余裕期間制度（フレックス方式）試行工事における留意事項

時 期	提示・提出資料	対 応	提出先
入札公告	金抜設計書	「余裕期間制度対象工事」と明示	—
	特記仕様書	「余裕期間制度対象工事」と記載し、留意事項を明記	—
	入札公告	「余裕期間制度対象工事」と記載し、留意事項を明記	—
	指名通知	「余裕期間制度対象工事」と記載し、留意事項を明記	—
契約締結時	工事始終期通知書	契約締結前に通知	—
		工事始期及び終期を明記	受注者⇒監督員
	契約書	全体工期と実工期を明記	市契約担当⇒受注者
	契約保証書	契約締結日から終期まで	受注者⇒市契約担当
	前払金請求書	契約締結後より請求可能	受注者⇒監督員
余裕期間 (契約締結日から始期の前日まで)		現場代理人及び主任（監理）技術者の配置は不要	—
		現場に搬入しない資機材等の手配や準備は可能	—
		資材の搬入や仮設物の設置、測量や工事着手は不可能	—
	下請関係書類 (施工体制台帳の写し)	下請負契約を締結する場合	受注者⇒監督員
工事の始期 (工事着手日)	工事工程表	始期に提出、余裕期間を明示	受注者⇒監督員
	請負代内訳書	始期に提出	受注者⇒監督員
	現場代理人等届	始期に提出	受注者⇒監督員
	退職金制度届出	始期後速やかに提出	受注者⇒監督員
	コリンズ登録	始期後10日以内に登録	—
	施工計画書	始期後14日以内に提出	受注者⇒監督員